

年 月 日

野田市法定外公共物生産物採取許可(不許可)通知書

様

野田市長

㊟

年 月 日付けで申請のあった法定外公共物の採取の許可について、下記のとおり許可(不許可)としたので通知します。

記

採取の目的			
採取の場所	野田市 番地先	対象物件	道路・水路
採取物件	品名	数量	
採取期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間	採取方法	
採取料	円 上記の採取料を、市長の発行する納入通知書により、許可の日から1箇月以内に納付すること	復旧方法	
許可条件	1 法定外公共物を損傷したときは、直ちに市長に通知し、復旧方法の指示を受け、原状に回復すること 2 その他( )		
不許可の場合の理由			

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。